

新潟県条例第15号

新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成12年新潟県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
12 法第37条の4 第3項において 準用する法第37 条の2第1項の 許可を受けよう とする者	1件につき、 <u>1万7,000円</u> に 変更に係る充てん設備の数を 乗じた額	12 法第37条の4 第3項において 準用する法第37 条の2第1項の 許可を受けよう とする者	1件につき、 <u>1万9,000円</u> に 変更に係る充てん設備の数を 乗じた額
(略)		(略)	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。